

議案第94号

特別区人事及び厚生事務組合同規約の変更について
上記の議案を提出する。

令和3年11月15日

提出者 杉並区長 田 中 良

特別区人事及び厚生事務組合同規約の変更について
特別区人事及び厚生事務組合同規約（昭和26年8月10日東京都知事許可）の一部を次のように変更する。

第3条第8号中「生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）に定める」の次に「救護施設、」を加える。

附 則

この規約は、令和4年4月1日から施行する。

（提案理由）

特別区人事及び厚生事務組合同規約の変更について、同事務組合を組織する地方公共団体間において協議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第290条の規定に基づき、議決を経る必要がある。

資 料

特別区人事及び厚生事務組合同規約（昭和26年8月10日東京都知事許可）の一部を変更する規約新旧対照表

| 新規約 | 旧規約 |
|---|--|
| <p>(組合の共同処理する事務)</p> <p>第三条 この組合は、左に掲げる事務を共同処理する。</p> <p>一～七 (略)</p> <p>八 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）に定める<u>救護施設</u>、<u>更生施設</u>及び宿所提供施設並びに社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める宿泊所の設置及び管理に関する事務</p> <p>九～十一 (略)</p> | <p>(組合の共同処理する事務)</p> <p>第三条 この組合は、左に掲げる事務を共同処理する。</p> <p>一～七 (略)</p> <p>八 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）に定める更生施設及び宿所提供施設並びに社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める宿泊所の設置及び管理に関する事務</p> <p>九～十一 (略)</p> |